



緊急小口資金等の償還金補給のご案内

長野県では、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付について、以下の要件を満たす世帯に対し、長野県独自の支援策として償還金の一部を補助します。

| | |
|--------|--|
| 対象となる方 | 償還開始時点の月の収入が住民税非課税世帯となる基準の1/12相当となる世帯 ただし、国の償還免除基準に該当する世帯(※)を除く。 ※国では償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができますとしています。 |
| 支援内容 | 償還1年目の償還額を県が補助し、据置期間を2年に延長します。 (補助額は、緊急小口資金と総合支援金の2つを合わせて最大16万円になります。) 【補助額】 ・緊急小口資金 償還額の1/2(最大10万円) ・総合支援資金 償還額の1/10 (単身世帯 :最大4.5万円) (2人以上世帯:最大6万円) |

※償還金の補給は、令和3年4月から実施予定です。長野県がご本人に代わり、長野県社会福祉協議会へ1年分の償還金をお支払いするものです。(本人へ直接支払うものではありません)
なお、支援を受ける場合は、別途長野県社会福祉協議会から送付される申請書等の必要書類を長野県へ提出いただく必要があります。

お問い合わせ先：長野県 健康福祉部 地域福祉課

電話：026-235-7094 (直通) 9:00~17:00 (平日)